

令和6年度 上島町立保育所 継続手続き および 入所申込みのご案内

《保育所入所基準》

児童と同居の保護者が
昼間家庭で保育ができない次のいずれかの場合



- ①労働 保護者が家庭外または家庭内で児童と離れて仕事をしている
- ②妊娠・出産 保護者が妊娠中か、または出産後間もない
- ③疾病・障害等 保護者が疾病にかかるか、もしくは負傷している、または身体あるいは精神に障がいがある
- ④病人の看護等 家庭に長期にわたる病人・心身に障がいのある人がいるため、保護者がいつもその看護にあたっている
- ⑤家庭の災害 火災・風水害・地震等の災害復旧を行なっている
- ⑥求職活動 保護者が継続的に求職活動をしている
- ⑦就学 保護者が就学している
- ⑧社会的擁護 児童虐待または配偶者からの暴力等を受けている
- ⑨育児休業 育児休業をする際に、すでに入所している児童があり、心身の発達上、引き続き利用する必要がある場合

●問い合わせ

弓削住民課 ☎77-2503 生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500 魚島町民生活課 ☎78-0011

令和6年度の保育所の継続手続きおよび入所申込みの受付を次のとおり行いますので、令和6年4月1日から保育所の継続および入所を希望される方は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、下記要領でお申し込みください。

《申込期間》 12月1日(金)～15日(金) 8:30～17:15 ※土日祝日除く。
《対象年齢》 6ヶ月～就学前
《申込場所》 上島町役場各総合支所 住民課、町民生活課もしくは保育所

《必要書類》

①教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書

※個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。

②家庭において児童を保育することができないことを証明する書類(雇用証明書、就労状況確認書等)

※保育必要量:標準時間(1ヶ月就労時間120時間以上)に認定された場合は、どちらか選択できますが、短時間(1ヶ月就労時間64時間以上120時間未満)に認定された場合は、短時間しか選択できません。

③印鑑

※継続の方は書類を保育所から配布します。

※新規の方は、①②の用紙を各総合支所住民課・町民生活課で受け取り、お申し込みください。

※令和5年1月1日に住所が上島町にない方は、マイナンバーで住民税を確認することができます。(未申告の場合は確認できない場合があります。)マイナンバーを提出されない場合は、前住所地の令和5年度所得課税証明書(保護者分)が必要です。

※住民税が未申告の場合、保育料の算定ができませんので、必ず申告をお願いします。

愛媛県子育て世帯生活応援給付金(新たに子どもが生まれた世帯分)のご案内

※この給付金は、子育て世帯のための物価高騰対策として愛媛県が実施しています。

●子育て世帯の支援のため、愛媛県が独自に実施する給付金です。

(令和5年1月1日～令和6年3月31日に生まれたお子様1人3万円)

●給付金を受けるためには、申請が必要です。

※申請は、郵送またはウェブで受け付けています。

①支給対象者(支給要件)

申請日時時点で、愛媛県内に住民票がある「2.対象出生児」を養育する父母等

②対象出生児

令和5年1月1日～令和6年3月31日に生まれたお子様

③支給額

お子様1人当たり 一律3万円

④申請手続

申請書を必要書類とともに、郵送またはウェブでご提出ください。

・申請内容を確認し、支給要件に該当する方に対して、指定口座に振り込みます。

⑤申請期限

・令和5年12月31日までに生まれたお子様
令和6年2月16日(金)締切り
(ウェブ申請は17時まで)
・令和6年1月1日～令和6年3月31日までに生まれたお子様
別途、県のホームページでお知らせします。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

●問い合わせ

子育て生活応援給付金コールセンター

☎089-993-1590

放送大学 2024.4 入学生 放送大学入学生募集

放送大学はテレビ・インターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら大学を卒業したい、学びを

楽しみたいなど、様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。ただいま2024年4月入学生を募集しています。詳しい資料を送付いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

●募集学生の種類

【教養学部】

○科目履修生(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)

○選科履修生(1年間在学し、希望する科目を履修)

望する科目を履修)
○全科履修生(4年以上在学し、卒業を目指す)

【大学院】

○修士科目生(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)

○修士選科生(1年間在学し、希望する科目を履修)

●出願期間

第1回 11月26日～

令和6年2月29日まで

第2回 3月1日～3月12日まで

※インターネット出願も受け付けております

●資料請求(無料) お問い合わせ先

放送大学愛媛学習センター

☎089-993-1854

放送大学ホームページ

<https://www.ouj.ac.jp>

『元気菌つらつ オールフレイル予防大作戦!』参加者募集

オールフレイルとは、お口に

関する些細な衰えが積み重なった状態です。なんと!その始まりは20歳の若い時!簡単にできるセルフチェックや隙間時間にできるエクササイズなど、知って得する情報が盛りだくさんですので、ぜひご参加ください。

■日時 12月11日(月)

13時30分～15時15分

■場所 今治市中央公民館

■参加料 無料

■申込先 12月5日(火)までに

申込フォームまたは電話で今治保健所健康増進課へ

●問い合わせ 今治保健所

健康増進課 健康づくり推進係

☎0898-2312500(代)



▲申込みフォーム

第74回人権週間のお知らせ

12月4日(月)から

12月10日(日)までは

「第75回人権週間」です。



松山地方裁判所および愛媛県人権擁護委員連合会では、「誰か」のことじゃない。」を啓発活動重点目標とし、人権尊重思想の普及高揚を図っています。

この機会に、人権意識を高め、相手の気持ちを考え、違いを認め合う心を育てましょう。

人権問題でお困りの方は、みんなの人権110番(☎0570-003110)までご相談ください。

●問い合わせ 松山地方裁判所

☎089-9321088

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和5年中(令和5年1月1日から令和5年12月31日)に納められた保険料の全額です(令和5年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります)。本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。このため、日本年金機構から、



▲「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」電子版の利用方法

なお、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

●問い合わせ

今年年金事務所

☎0898-376141

対象者		送付時期	
④	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次
①	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和6年1月下旬